

身体障がい者等の方の軽自動車税の減免制度概要

A. 対象とされる軽自動車

- (1) 次項のB. (1)(2)(3)及び(4)の障がいをお持ちの**身体障がい者等の方が取得、又は所有され、自ら運転**される自家用の軽自動車。
- (2) 次項のB. (1)(2)(3)及び(4)の障がいをお持ちの**身体障がい者等の方が取得、又は所有される自動車**で、その身体障がい者等の方が就労のため、又は専ら通学、通園、通所若しくは通院に使用するため、その身体障がい者等の方と**生計を同じくする家族の方が運転**される自家用の軽自動車。
- (3) 次項のB. (1)(2)(3)及び(4)の障がいをお持ちの**身体障がい者等の方と生計を同一とする家族の方が取得、又は所有**され、その身体障がい者等の方が就労のため、又は専ら通学、通園、通所若しくは通院に使用する為、**生計を同じくする家族の方が運転**される自家用の軽自動車。
- (4) 次項のB. (1)(2)(3)及び(4)の障がいをお持ちの**身体障がい者等の方と生計を同一とする家族の方が取得、又は所有**され、その身体障がい者等の方が就労のため、又は専ら通学、通園、通所若しくは通院に使用する為、その**身体障がい者等の方が運転**される自家用の軽自動車。
- (5) 身体障がい者等の方のみで構成される世帯の方で、次項のB. (1)(2)(3)及び(4)の障がいをお持ちの**身体障がい者等の方が取得、又は所有**される軽自動車で、その身体障がい者の方が就労の為、又は専ら通学、通園、通所若しくは通院に使用する為、**その身体障がい者等の方を常時介護している方が運転**される自家用の軽自動車。

B. 障害の程度

(1) 身体障がい者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	障がいの級別			
	本人運転の場合 A. (1)(4)に該当する軽自動車の場合		家族(常時介護者)運転の場合 A. (2)(3)(5)に該当する軽自動車の場合	
視覚障がい	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4 ※平成30年6月30日以前に障がいの認定を受けられた方は、2級の2及び3級の2		1級から3級までの各級及び4級の1 ※但し、A. (5)に該当する軽自動車の場合のみ、左記の等級を適用	
聴覚障がい	2級及び3級		2級及び3級	
平行機能障がい	3級		3級	
音声機能 言語機能 又は そしゃく機能障がい	3級		3級	
上肢不自由	1級及び2級		1級及び2級	
下肢不自由	1級～6級		1級～4級	
体幹不自由	1級～3級及び5級		1級～3級	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能 障がい	上肢機能	1級及び2級	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級～6級	移動機能	1級～4級
心臓機能障がい	1級及び3級		1級及び3級	
じん臓機能障がい	1級及び3級		1級及び3級	
肝臓機能障がい	1級～3級		1級～3級	
呼吸器機能障がい	1級及び3級		1級及び3級	
ぼうこう又は 直腸機能障がい	1級及び3級		1級及び3級	
小腸機能障がい	1級及び3級		1級及び3級	
ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障がい	1級～3級		1級～3級	

(2)戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合 A. (1)(4)に該当する軽自動車の場合	家族(常時介護者)運転の場合 A. (2)(3)(5)に該当する軽自動車の場合
視覚障がい	特別項症～第4項症まで	
聴覚障がい	特別項症～第4項症まで	
平行機能障がい	特別項症～第4項症まで	
音声機能又は言語機能障がい	特別項症～第2項症まで	
上肢不自由	特別項症～第3項症まで	
下肢不自由	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症まで	特別項症～第3項症まで
体幹不自由	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症まで	特別項症～第4項症まで
心臓機能障がい	特別項症～第3項症まで	
じん臓機能障がい	特別項症～第3項症まで	
肝臓機能障がい	特別項症～第3項症まで	
呼吸器機能障がい	特別項症～第3項症まで	
ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症～第3項症まで	
小腸機能障がい	特別項症～第3項症まで	

(3)精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けておられる方等

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合 A. (1)(4)に該当する軽自動車の場合	家族(常時介護者)運転の場合 A. (2)(3)(5)に該当する軽自動車の場合
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳1級の障害をお持ちの方	

(4)療育手帳の交付を受けておられる方等

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合 A. (1)(4)に該当する軽自動車の場合	家族(常時介護者)運転の場合 A. (2)(3)(5)に該当する軽自動車の場合
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳「A1」「A2」「A3」「A」を含む)及び「B1」の障がいをお持ちの知的障がい者の方 ・知能指数50以下の知的障がい者の方で、「日常生活において常時介護を要する程度の障がい有する者」と障がい者更生相談所において判定された方 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳「A1」「A2」「A3」「A」を含む)及び「B1」の障がいをお持ちの知的障がい(児)者の方 ・知能指数50以下の知的障がい(児)者の方で、「日常生活において常時介護を要する程度の障がい有する者」と児童相談所又は障がい者更生相談所において判定された方

C. 申請に必要な書類等

(1)本人運転の場合 …… A. (1)に該当する軽自動車の場合

- ① 軽自動車税(種別割)減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳又は障がい者更生相談所(児童相談所)の「知的障がい者であること」の証明書(上記証明書は、療育手帳の交付を受けていない方、又は療育手帳「B」で『B1』表示のない方の場合に必要)
- ③ 運転免許証
- ④ マイナンバーの確認ができるもの(通知カード又は個人番号カード等)

(2)家族が運転又は取得、所有の場合 …… A. (2)(3)(4)に該当する軽自動車の場合

- ① 軽自動車税(種別割)減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳又は障がい者更生相談所(児童相談所)の「知的障がい者であること」の証明書(上記証明書は、療育手帳の交付を受けていない方、又は療育手帳「B」で『B1』表示のない方の場合に必要)
- ③ 運転免許証
- ④ 『生計を同じくする家族であること』の証明
世帯全員の住民票又は健康保険証の写し(国民健康保険証は不可)
パートナーシップ宣誓書受領証(該当者のみ)
※『生計を同じくする家族の方』とは
(ア)同一世帯に属する3親等以内の親族
(イ)同一世帯には属していないが、健康保険法において被扶養者として認定している被保険者及び税の扶養にとってある3親等以内の親族
(ウ)福岡県パートナーシップ宣誓制度に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」を保有し、受領証に記載の本人との関係性が確認でき、かつ住民基本台帳上同一住所である方
- ⑤ 『通学、通園、通所又は通院されていること』の証明
学校(園)長若しくは児童福祉施設、身体障がい者更生援護施設、知的障がい者援護施設若しくは知的障がい者通勤寮及びこれらに類する施設の長又は病院長の証明書
(いつからどの程度通院、通学しているかの証明)
(注) 精神障がい者保健福祉手帳に通院医療費の公費負担番号が記載されている方及びA. (5)に該当する軽自動車で、運転者である常時介護している方が使用者として登録されている場合は、証明書は不要です

(3)常時介護者運転の場合 …… A. (5)に該当する軽自動車の場合

- ① 軽自動車税(種別割)減免申請書
- ② 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳又は障がい者更生相談所(児童相談所)の「知的障がい者であること」の証明書(上記証明書は、療育手帳の交付を受けていない方、又は療育手帳「B」で『B1』表示のない方の場合に必要)
- ③ 運転免許証
- ④ 「常時介護していること」の証明
市町村障がい者福祉主幹課長が発行する常時介護証明書
- ⑤ 「身体障がい者等の方のみで構成される世帯」の証明
世帯全員の住民票の写し及び世帯の構成員全員の身体障がい者手帳等